

(仮称)地域の拠点づくり戦略策定業務について、プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2025年(令和7年)4月28日

福山市長 枝 広 直 幹

1 業務概要

(1) 業務名

(仮称)地域の拠点づくり戦略策定業務

(2) 業務場所

福山市内及び福山市が指定する場所

(3) 業務内容

別紙「(仮称)地域の拠点づくり戦略策定業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務履行期間

契約締結の日から2026年(令和8年)3月31日(火)まで

2 委託費

委託費の上限は、11,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)とする。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行っていない者(再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)であること。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税並びに国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (5) 福山市暴力排除条例(平成24年条例第10号)第2条第1号、第2号又は第3号の規定に該当しない者であること。

4 評価基準・評価項目

「(仮称)地域の拠点づくり戦略策定業務委託プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)」のとおりとする。

なお、評価点が基準点全体の60%未満の場合は、受注候補者として選定しない。

5 受注候補者の特定

（仮称）地域の拠点づくり戦略策定業務委託事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）における評価が最も高い者を、市長が本業務の受注候補者として特定する。

6 参加申込の手続等

（１）担当部局

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎11階）

福山市 企画財政局 地域拠点形成推進部 地域拠点形成推進課

電 話：084-928-1303（直通）

E-mail: chiikikyoten-keiseisuishin@city.fukuyama.hiroshima.jp

（２）選考スケジュール

項 目	日 程
公告	2025 年（令和 7 年）4 月 28 日（月）
実施要領等の配付期間	公告の日から 2025 年（令和 7 年）5 月 15 日（木）まで
質問書受付期間	公告の日から 2025 年（令和 7 年）5 月 12 日（月）午後 5 時まで
質問書に対する回答期限	2025 年（令和 7 年）5 月 13 日（火）
参加申込書の受付期間	公告の日から 2025 年（令和 7 年）5 月 15 日（木）午後 5 時まで
企画提案書の提出者の 選定通知	2025 年（令和 7 年）5 月 16 日（金）
企画提案書の受付期間	2025 年（令和 7 年）5 月 16 日（金）から 同年 5 月 23 日（金）午後 5 時まで（郵送の場合必着）
プレゼンテーション （ヒアリング）の実施	2025 年（令和 7 年）5 月 29 日（木） ※予定
企画提案の選定通知	2025 年（令和 7 年）5 月 30 日（金） ※予定

（３）実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

公告の日から2025年（令和7年）5月15日（木）まで

イ 配付場所

（１）に同じ

※福山市ホームページ（<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>）からもダウンロードできます。

（４）参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ア 参加申込書又は企画提案書の提出者がいない場合、本件プロポーザルを取り止める。
- イ 参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみの場合、当該1者について参加資格を確認し、参加資格を有する場合は、評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。

(5) 評価点が同点になった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は評価委員会において「同点の場合の決定方法」に従い、受注候補者を決定する。

7 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について、協議等を行い、仕様書の内容確定後に見積り合わせの上、契約を締結するものとする。
- (2) 市長が特定した受注候補者と契約できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

9 その他

詳細は実施要領に定めるところによる。